

■ 秩序ある係留環境の実現へ向けた方針

秩序ある係留環境の実現に向けて、当面、羽田地区から実施するものとする。

1. 沈廃船及び所有者不明船の方針

(1) 沈廃船及び所有者不明船は、河川法に基づき厳正に措置する。

2. 占用許可を受けていない船舶及び係留施設の方針

(1) 占用許可を受けていない船舶及び係留施設は、河川法に基づき厳正に措置する。

(2) 河川法に基づく措置を一定の期間猶予するために、暫定係留施設を整備するとともに船舶を収容する。

(3) 該当係留施設及び係留船舶は、防災機能を持つものとし、緊急時に物資や人員輸送等に利用できる仕組みを確立する。

(4) 当該暫定係留施設に係留を許可する船舶は、一定の基準を満たし、河川管理者が認めたものとし、期間については、法令等に基づく措置の猶予期間内とする。

(5) 暫定係留施設の施設管理・運営は公的機関に委ねる。

(6) 個々の船舶の管理は、船舶所有者の自己責任において行うものとする。

3. 業をなしている船舶の占用許可の方針

(1) 占用許可受者は、許可内容を遵守するものとする。

(2) 羽田地区において、本協議会発足時点で漁業・遊業・警戒船の業をなし、かつ、占用許可を受けていない船舶は、秩序ある係留環境の実現状況を鑑み、河川管理者が法定化を検討する。

4. 羽田地区の浚渫の方針

(1) 出水時の避難場所である羽田第1水門及び第2水門前面は航路維

持のため浚渫を早期に実施する。

- (2) その他河川管理上必要と判断される場合には、浚渫の実施を検討する。

5. 水面利用に伴う河川利用の方針

- (1) 羽田地区の係留環境の改善とともに、秩序ある河川利用のためのルールづくり(駐車場等を含む)を行う。